

## 公益財団法人東京都医療保健協会 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 公益財団法人東京都医療保健協会(以下、当財団という)の理念および倫理綱領や倫理指針にもとづいて、病院運営や診療行為に関する倫理上の問題を審議し、もって「医療における信頼の創造」を確立することを目的とします。

### (構成)

第2条1 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長
  - (2) 副院長、看護部長、診療部科長、薬剤科長（専門委員）のなかから4名以上
  - (3) 診療技術部科長（係長）（専門委員）：2名以上
  - (4) 医学・歯学・薬学等の自然科学以外の委員（非専門委員）：1名以上
  - (5) 一般の立場を代表する外部の者（外部委員）：1名以上
- 2 委員会は男女両性で構成されなければならない。
- 3 第1項の委員は院長が任命する。
- 4 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。また、当該任期の途中において新たに委嘱する委員の任期は、院長が定めるものとする。
- 5 倫理委員会に委員長を置き、院長が任命する。
- 6 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 委員長は倫理委員会を招集し、議長となる。
- 8 委員長が出席できない場合は、院長もしくは委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (委員会の任務)

第3条1 倫理上の問題に関する以下の事項について審議します。

- (1) 医療行為をめぐる倫理上の事項
  - (2) 職員等から、病院運営や診療等に関して、委員会に対し申請があった事項の中で、院長もしくは委員長が審議を要すると判断した事項
  - (3) 未承認医薬品の使用や医薬品の適応外使用等において、院長もしくは委員長が審議を要すると判断した事項
  - (4) その他、委員長が必要と認めた事項
- 2 職員の教育研修や啓発は、教育委員会等と協調して活動します。
- 3 患者、地域、及び社会との連携をはかり、信頼の創造を推進します。

- 4 医学研究の倫理審査に関しては、研究倫理審査委員会を設置し、別途検討します。
- 5 利益相反（COI）に関しては、COI委員会を設置し、別途検討します。

#### （運営）

第4条 1 委員長は、委員会を招集し、その議長となります。委員長の指名する委員がその職務を代行できます。

2 委員会は、第3条に定める事項について審議並びに判定します。

3 委員会は、委員以外の者の意見を聞く必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができます。

4 審議事項の結論は、出席委員の全会一致を原則とします。ただし、議論を尽くしても全会一致が困難な場合は、出席委員の3分の2以上の合意により決定します。審議の経過及び判定は、記録として保存します。

5 委員長は、審議事項を院長に報告（答申）します。

6 委員会員及び出席者は、席上知りえた機密 について一切これを漏らしてはなりません。これはその職を退いた後も同様です。

7 委員会の庶務は、庶務課において行います。

8 倫理委員会審議事項のうち、委員長は、書類審査に適していると判断される事項については、書類送付により審議することができる。この場合、全委員の承認が得られた場合のみ、承認とする。判定結果は、次回の倫理委員会で報告しなければならない。

9 倫理委員会は、委員長若しくは委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。審査結果は、次回の倫理委員会に報告されなければならない。

#### （信頼の創造）

第6条 職員は就業規則第1章第1条および第4章第66条第2項に従い、積極的に「医療における信頼の創造」につとめなければなりません。

この規程は平成9年11月1日より実施します。

この規程は平成10年9月17日より変更実施します。

この規程は平成24年10月1日より変更実施します。

この規程は平成28年3月3日より変更実施します。

この規程は平成29年7月16日より変更実施します。

この規程は平成30年7月15日より変更実施します。